

臨時休校に関する規程

一. 以下の場合、原則として自宅待機とする。

- (1) 午前6時の時点で、相模鉄道線が事故又はストライキ等で不通の場合。
- (2) 午前6時の時点で、台風の接近に伴い横浜を含む地域に「暴風・大雨警報」が発令されている場合。
2条件が同時に発令
- (3) 午前6時の時点で、横浜を含む地域に「大雪警報」が発令されている場合。
- (4) 事前に横浜を含む地域に「大規模地震の警戒宣言」が発令された場合。
- (5) 事前に学校長が必要と認め、担任を通じて連絡があった場合。

補注1. 午前9時に至る前に、運転が再開又は、警報が解除されたときは速やかに登校する。
その際、遅刻としての扱いはなされない。

補注2. 登校の際に危険が伴うと判断されたときは登校を見合わせ、必ず学校に連絡をする。
その際、欠席としての扱いはなされない

二. 通常登校時でも以下の場合、登校を見合わせる。

- (1) 通学に使用する鉄道が事故、又はストライキ等で不通の場合。
- (2) 台風の接近に伴い横浜を含む地域に「暴風・大雨警報」又は「大規模地震の警戒宣言」、
「大雪警報」が発令された場合。

補注3. 運転の再開又は、警報・警戒宣言の解除の見込みが無い場合、学校に連絡し指示を仰ぐ。

補注4. 運転が再開又は、警報・警戒宣言が解除されたときは速やかに登校する。
その際、遅刻としての扱いはなされない。

三. 以下の場合、臨時休校とする。

- (1) 上記一の(1)～(4)で、午前9時に至っても相模鉄道線の不通又は、警報・警戒宣言が解除されていない場合。
- (2) 上記一の(1)～(4)以外の理由で、午前9時の時点で全校生徒の3分の1以上が欠席し、登校の見込みがない場合。
- (3) 学校長が必要と認めた時。

以上

大規模震災対応について

一. 学校にいる場合

- (1) 安全を確保した上で、保護者が迎えに来るまで学校に留め置きます。
- (2) 地震がおさまり、交通網が回復し次第、できるだけすみやかに迎えに来るようお願いします。
状況に応じて近隣の避難場所に移動している場合もあります。

二. 登下校中の場合

- (1) 安全確保に十分注意し、公共交通機関の指示に従う。
- (2) 学校の近所にいる場合は、学校に避難する。

三. 学校再開日等について

- (1) 本校のホームページ、お知らせメール、電話、文書等でお知らせします。

以上